

奈良市における予防計画について

令和4年12月公布の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正感染症法」という。)に基づく法定計画。

令和6年4月1日の施行に向け、令和5年度中の策定が必要。

新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため

法第9条

厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針を定めなければならない。

法第10条第1項

都道府県は、基本指針に即して感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めなければならない。

法第10条第14項

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

計画策定のスケジュール

	令和5年 4月～9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
奈良市	市計画*(案)の作成	10/24 奈良市感染症対策委員会で市計画*(案)を諮る	第2回県連携協議会※へ市計画*(案)を諮る		パブリックコメントの実施	第3回県連携協議会※で市計画*(案)を諮る	計画策定
奈良県			11/28 第2回県連携協議会※開催			2/1 第3回県連携協議会※開催	

* 市計画: 奈良市感染症予防計画

※県連携協議会: 奈良県感染症対策連携協議会

奈良市感染症予防計画（案）の項目

国基本指針	奈良県予防計画(案)	奈良市予防計画(案) ※必須項目(太字)
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	—
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3 感染症のまん延の防止の施策に関する事項	第3 感染症のまん延の防止の施策に関する事項	第2 感染症のまん延の防止の施策
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	—
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第5 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
第8 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	—	—
第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(第5・6・8・12・13に各数値目標を記載)	(第4・9・10に各数値目標を記載)
第10 宿泊施設の確保に関する事項	第8 宿泊施設の確保に関する事項	第6 宿泊施設に関する事項
第11 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
第12 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	—
第13 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	—	—
第14 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
第15 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
第16 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第17 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	—	—
第18 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	第14 緊急時の感染症発生予防・まん延防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項	第11 緊急時の感染症発生予防・まん延防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項
第19 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第15 特定感染症の予防の推進に関する重要事項	—
—	第16 特定感染症予防指針	—